

日本に渡航するミャンマー人の方々への水際措置の緩和（査証制限の解除及びワクチン接種等）について

在留邦人の皆様へ
当地滞在中の皆様へ

2022年10月4日

9月26日、日本政府は本年10月11日午前0時（日本時間）以降に適用される新たな水際対策措置を公表しました。詳細は以下のとおりです。

○新たな水際対策措置（水際対策強化に係る新たな措置（34））

（日）：https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C083.html

○国際的な人の往来再開による新規入国のための査証（ビザ）の申請

（日）：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html

（英）：https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page22e_000921.html

10月11日以降の主な変更点は以下のとおりです。

- （1） 知人訪問・個人観光等を目的とした新規入国制限の解除（これにより、いずれの査証も申請が可能となります）
- （2） 日本国内に所在する受入責任者による入国者健康確認システム（ERFS）における申請を求めない
※当館では10月6日の査証申請時から ERFS 申請も不要となります
- （3） 発給済みの数次査証の効力停止の解除

なお、日本への全ての帰国者・入国者について、世界保健機関（WHO）の緊急使用リストに掲載されているワクチンの接種証明書（3回）又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書のいずれかの提出は引き続き必要ですので、御注意ください。日本の水際対策の詳細については、以下のとおりです。

○日本の水際対策（厚生労働省HP）

（日）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

（英）<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/bordercontrol.html>

この新たな措置に伴う当館での査証申請書類等について、以下のとおり御案内します。

なお、当館査証申請窓口の過密化を防止するため、査証申請は引き続き、全て予約制としています。予約方法については以下Ⅱを御参照ください。

I 各査証申請書類等については、以下当館HPを御参照ください。

(日) <https://www.mm.emb-japan.go.jp/profile/japanese/visa.htm>

(英) https://www.mm.emb-japan.go.jp/itpr_en/consular_en.html

(緬) https://www.mm.emb-japan.go.jp/itpr_my/consular_my.html

※審査上必要な場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

なお、2020年1月1日以降に発行され、有効期限の切れた在留資格認定証明書で申請する場合は、日本側の受入企業・団体または親族が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入が可能である」ことを記載した文書の提出が必要です。

(日) <https://www.moj.go.jp/isa/content/930005022.pdf>

(英) <https://www.moj.go.jp/isa/content/930005023.pdf>

(緬) <https://www.moj.go.jp/isa/content/001339113.pdf>

II 来館予約方法

在ミャンマー日本国大使館では、当地における新型コロナウイルスの感染拡大を受け、領事窓口の過密化を防ぎ、来館者が一定の距離を維持できるように、以下のとおり予約制を導入しております。

※家族、学校、職場等の複数名（グループ）での予約は可能です。

領事窓口への来館予約方法

メール：ryoji@yn.mofa.go.jp

お問い合わせ電話番号：(日・英・緬語)

09-501-2203

09-2509-54553

上記のメールアドレス又は電話番号まで下記事項を御連絡ください。

- ・来館者名
- ・申請者名
- ・申請希望日時（申請可能時間は8:30～11:00）
- ・渡航目的：(技能実習・留学・親族訪問・知人訪問等)
- ・連絡先（電話番号）

III その他関連情報

(1) 日本入国時の検疫措置に関する照会先（コールセンター）

・0120-248-668（日本語対応のみ）

・050-1751-2158（日本語・English・中文・한국어）

・050-1741-8558（日本語・English・中文・한국어）

受付時間：9時から21時まで（年中無休）

(2) 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について

(日)：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

(英) : https://www.mofa.go.jp/ca/cp/page22e_000925.html

(3) 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について

(日) : https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

(英) : https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page4e_001053.html

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等及び出入国在留管理庁「外国人の新規入国制限の見直し」(概要)(出入国在留管理庁ホームページ)

(日) : <http://www.moj.go.jp/isa/content/001347330.pdf>

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001347329.pdf>

(英) : <http://www.moj.go.jp/isa/content/001361129.pdf>

(5) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から : 0120-565-653

海外から : +81-3-3595-2176 (日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

(6) 出入国在留管理庁(入国拒否、日本への再入国)

電話 : (代表) 03-3580-4111 (内線 4446、4447)

(7) 外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話 : 0570-011000 (ナビダイヤル : 案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。)

一部の IP 電話からは、03-5363-3013

■問い合わせ先 : 在ミャンマー日本国大使館領事班

電話 : 9 5 - 1 - 5 4 9 6 4 4 ~ 8

メール : ryoji@yn.mofa.go.jp